

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法 の一部を改正する法律案の概要

デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高テレ法附則第2条において平成22年12月31日とされている当該法律の廃止期限を、平成27年3月31日まで延長する。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の概要

施設整備事業

高度テレビジョン放送施設整備事業

番組制作設備、デジタル伝送装置、デジタル送受信装置

施設整備事業の実施に関する基本的な指針(第3条)

総務大臣による実施計画の認定(第4条)
(実施計画の変更の認定(第5条))

認定を受けた
高度テレビジョン放送施設整備事業

債務保証
(第6条1項)

固定資産税・不動産取得税の課税標準の軽減
(地方税法)

(注)税制優遇措置は、地方税法において措置